

平成 25 年 3 月  
全木連

## 消費国における違法伐採問題に対する取組状況の調査について

### 1 趣旨

近年違法伐採問題に対して新たな政策を導入した米国、欧州等を対象として、新政策の効果、効率性、業界団体認定の可能性などについて、業界関係者へアンケートなどを通じて明らかにする

### 2 調査の概要

北米、欧州の各国を代表する業界団体などの紹介をうけて、会員事業者を対象に、インターネット上でアンケートを実施。

#### 調査項目

#### a 違法伐採問題に対する組織の取組

違法伐採問題に関する事業者の考え

その他具体的な取組を実施しているか

#### b 各国の行政措置の評価

(欧州木材規則について)

ディューデレジェンス DD 調査の実施義務付け、FLEGT VPA (二国間協定) の実施が事業者のビジネス与えた影響

(米国レーシー法)

「海外で違法に伐採された木材・木材製品の取引が禁止された」こと「輸入時点での申告を義務づけ」などが事業者のビジネスに与えた影響

#### c 日本の合法木材制度の評価

(林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明システムを紹介)

制度の認知と評価

### 3 実施結果 (概要別紙)

3 月上旬の段階で 40 弱の回答 (北米 13、欧州 23、その他 2)

欧州と北米の行政措置が要求する、善良な管理者としての義務(Due diligence, Due care)などの措置が、輸入者に対してコスト、調達先などに一定の影響を与えている実態。日本の措置に一定の評価